

2025 年 10 月 29 日

各 位

株式会社メディロム
代表取締役社長 江口 康二

募集株式の発行に関する取締役会決議及び募集株式の特定引受人に関する事項の公告

2025 年 10 月 28 日開催の当社取締役会において、当社普通株式を原株とする米国預託証券（以下「本件 ADR」という。）の本邦外での募集（以下「本件 ADR 募集」という。）においてオーバーアロットメントの対象となる部分に係る本件 ADR が表章する当社普通株式の数を上限とする当社普通株式（以下「オーバーアロットメント対象株式」という。）の発行（以下「本件オーバーアロットメント対象株式発行」という。）につき、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

本募集株式の発行に伴い会社法第 206 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人が生じることから、同条第 1 項及び第 2 項に基づき、特定引受人に関する事項を公告いたします。

記

1. 本件オーバーアロットメント対象株式発行

- | | |
|------------------------|--|
| ① 募集株式の種類及び数 | 当会社普通株式 130,435 株を上限とする。
(ただし、2025 年 9 月 26 日付で決議した当社普通株式の発行数に 0.15 を乗じた数を上限とし、かつ、同決議における当社普通株式の数とオーバーアロットメント対象株式の数の合計は 1,000,000 株を超えないものとする。) |
| ② 募集株式の払込金額 | 払込金額は、本件 ADR の発行価額（本件 ADR の発行価格（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式に準じた方法で米国市場において行われるブックビルディングの方式により米ドル建てで決定される予定。）から主幹事引受証券会社への引受手数料を控除した額であり、本件 ADR の発行価格と併せて米ドル建てにて決定される。）と同一とする。 |
| ③ 払 込 期 間 | 2025 年 11 月 13 日から 2025 年 12 月 31 日まで |
| ④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 本件原株式の発行に関して増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。 |

2. 募集株式の特定引受人に関する公告

- | | |
|--------------------------------|--|
| ① 特 定 引 受 人 の
名 称 及 び 所 在 地 | ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon
(The Bank of New York Mellon) |
|--------------------------------|--|

- アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨークグリニッジストリート 240 番 (10286)
(240 Greenwich Street New York, NY 10286 USA)
- ② 特定引受人が引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数 6,641,433 個
(注) 特定引受人が本件オーバーアロットメント対象株式の全てを引き受けた場合の議決権数の最大値を記載しています。以下、③及び④において同様です。
なお、2025 年 9 月 26 日に当社取締役会で行った募集株式の発行決議における普通株式の数全てを特定引受人が引き受けたと仮定して記載しております。同普通株式の数と本件オーバーアロットメント対象株式の数の合計が 1,000,000 株を超えないものとしているため、同日付で当社が実施した特定引受人に関する事項の公告における数と変更ありません。
- ③ ② の 募 集 株 式 に 係 る 議 決 権 の 数 130,435 個
- ④ 募集株式の引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権の数 8,901,950 個
なお、2025 年 9 月 26 日に当社取締役会で行った募集株式の発行決議における普通株式の数全てを特定引受人が引き受けたと仮定して記載しております。同普通株式の数と本件オーバーアロットメント対象株式の数の合計が 1,000,000 株を超えないものとしているため、同日付で当社が実施した特定引受人に関する事項の公告における数と変更ありません。
- ⑤ 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する取締役会の判断・理由 当社には、事業拡大のための大規模な資金調達の必要性が認められること、本第三者割当増資は本件 ADR 発行のために預託銀行である特定引受人に対して行うものであること、本第三者割当増資の資金用途には合理性が認められることから、特定引受人に対する募集株式の割当ては必要かつ妥当と判断いたしました。
該当事項はありません。
- ⑥ ⑤ の 判 断 が 社 外 取 締 役 の 意 見 と 異 な る 場 合 に は 当 該 意 見
- ⑦ 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する監査役等の意見 上記⑤と同じです。

以 上